

次世代育成支援行動計画の次期計画策定について

1 計画策定の経緯と位置づけ

(1) 次世代育成支援対策推進法の制定

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援対策の迅速かつ重点的な推進を目的として、平成17年度から26年度までの10年間の集中的・計画的な取組を推進する時限立法として制定されました。また、同法第8条において、市町村は、次世代育成支援のための行動計画の策定が義務づけられており、本市では「秋田市子ども・子育て未来プラン」として策定しています。

(2) 計画策定の任意化および次世代育成対策推進法の延長

平成24年の子ども・子育て支援法の成立により、市町村に対して子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことに伴い、努力義務となっていた市町村の次世代育成支援行動計画策定は任意化されました。また、平成26年4月の次世代育成支援対策推進法の一部改正により、同法の有効期限が平成37年3月まで延長されることとなりました。

(3) 次期行動計画の位置づけ

次世代育成支援行動計画は、①計画策定の任意化、②「改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針（案）」において、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することが可能とされていること等を踏まえ、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援事業計画と一体の計画として策定することとします。また、計画期間は、平成27年度から31年度を前期、32年度から36年度を後期とします。

2 策定・推進体制

次期行動計画の策定・推進に係る庁外組織は、①次期計画を子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定すること、②子ども・子育て会議が現行の組織である次世代育成支援対策協議会の役割を実質的に担っていること等の状況を踏まえ、子ども・子育て会議を当該組織として位置づけることとします。

3 今後の策定スケジュール

- (1) 次回以降の子ども・子育て会議において、行動計画原案について協議。
- (2) 原案の検討・修正を経て、11月下旬をめどに素案としてとりまとめる。
- (3) 素案についてパブリックコメントを実施。
- (4) パブリックコメントの結果等を踏まえ修正の後、27年3月に確定。